

第8号議案

蒲郡市災害派遣手当等の支給に関する条例の全部改正について

蒲郡市災害派遣手当等の支給に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成25年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市災害派遣手当等の支給に関する条例

別紙のとおり

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給するため提案する。

蒲郡市災害派遣手当等の支給に関する条例

蒲郡市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成8年蒲郡市条例第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する職員（以下「災害応急対策等派遣職員」という。）に支給する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条に規定する職員（以下「国民保護等派遣職員」という。）に支給する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員（以下「新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣職員」という。）に支給する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害派遣手当等）

第2条 災害応急対策等派遣職員、国民保護等派遣職員又は新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣職員が、住所又は居所を離れて本市の区域内に滞在することを要する場合には、それぞれ災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当として、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

（支給方法）

第3条 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、派遣の期間が終了した日後に支給する。ただし、派遣の期間が長期にわたる場合は、市長が別に定める方法で支給することができる。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	金 額
公用の施設又はこれに準ずる施設を利用して滞在した場合	日額 3,970円

その他の施設を利用して滞在した場合	滞在した期間が30日以内のとき	日額 6,620円
	滞在した期間が30日を超え60日以内のとき	日額 5,870円
	滞在した期間が60日を超えるとき	日額 5,140円

備考

1 この表において「滞在した期間」とは、本市に派遣された職員が本市の区域内に到着した日から同地を離れる日の前日までの期間とする。

2 この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業及び旅館営業の施設以外の施設をいう。